

白 糠 町 農 業 委 員 会
第 2 3 回 総 会 議 事 録

自 令和元年12月25日
至 令和元年12月25日

白 糠 町 農 業 委 員 会

第 2 3 回 白 糠 町 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

令和元年12月25日

1 本委員会に出席した委員の氏名及び議事録署名委員の氏名

議席	委 員 氏 名	出 欠	署 名	所 属
議長	林 善 幸	○		総 務
1	石 田 正 義	○		農 地
2	對 木 範 誉	欠		農 地
3	酒 井 伸 吾	○		総 務
4	松 本 隆 志	○		総 務
5	中 河 敏 史	○	○	農 地
6	澁 谷 幸 子	○		総 務
7	峯 田 弘 子	○	○	農 地
8	照 井 明	○		農 地

2 事務局職員の出席した者

事務局長 山田雄大
主 幹 齊藤嘉重
主 任 澁谷直樹

3 委員会に付議した議件

日程 1 議事録署名委員の指名
日程 2 会務報告
日程 3 議案第78号 合意解約通知の成立状況の確認
日程 4 議案第79号 農地法第3条の規定による許可申請
日程 5 議案第80号 農用地利用集積計画の決定（農地保有合理化事業）
日程 6 議案第81号 農用地利用集積計画の作成の要請
日程 7 議案第82号 現況証明願い
日程 8 議案第83号 農地利用最適化推進委員の委嘱について

開会 午後 1 時25分

議長 これより第23回農業委員会総会を開会いたします。
ただ今の出席委員数は8名であります。
對木委員より欠席の届け出があります。

白糖町農業委員会会議規則第6条の規定により、委員の過半数の出席で会議が成立しております。

日程第1 「議事録署名委員の指名」を行います。
本日の議事録署名委員は、会議規則第13条第2項により、2名の委員を議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。
よって、私の方から議事録署名委員を指名いたします。
5番 中河委員、7番 峯田委員、以上2名を指名いたします。

日程第2 「会務報告」をいたします。
11月29日、教育委員会教育長の任命に伴う辞令交付には私が出席しております。
12月17日、庶路地区において現況調査を実施しておりますので、後ほど調査委員から報告していただきます。
12月18日には浜中町におきまして、令和2年度根釧女性農業委員の会総会には、澁谷委員が出席されております。
以上、会務報告とさせていただきます。

日程第3 議案第78号「合意解約通知の成立状況の確認」について議題といたします。
事務局職員に議案の朗読及び説明を斉藤主幹よろしくお願いいたします。

斉藤主幹 議案第78号「合意解約通知の成立状況の確認」。
農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について、賃貸借の解約がなされ、農地法第18条第6項の規定に基づく通知があったので、本会の審議を求める。
令和元年12月25日提出。
白糖町農業委員会 会長 林 善幸。
記。
農地法第18条第6項の規定による通知者氏名
号別1 貸主 ●●● 借主 ●●●
次のページをお開き下さい。
解約申入日、解約成立日、解約通知日は12月13日、土地の引き渡日は12月31日となっております。解約形態は合意解約、解約事由は賃貸借から売買に変更するためのものです。

解約事由に至った経過は、ご承知のこととは存じますが、この度あらためて双方からの申し出と合意により解約をし、今後は分筆登記が完了次第、速やかに利用集積による所有権移転に移行したい考えであります。

予定では年末から年始にかけて分筆が終了する予定となっていることから、分筆、地番、面積が確定次第、執り進めてまいりたいと存じます。以上、議案第78号の説明とさせていただきます。

議長 議案第78号の質疑をお受けいたします。

(出席委員) (なし)

議長 質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結いたします。
よって、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第78号につきましては、原案のとおり決定いたします。

日程第4 議案第79号「農地法第3条の規定による許可申請」についてを議題といたします。

事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。

斉藤主幹よろしくお願いたします。

斉藤主幹 議案第79号「農地法第3条の規定による許可申請」。
下記のとおり農地法第3条の規定による許可申請があったので、許可について、本会の審議を求める。
令和元年12月25日提出。
白糖町農業委員会 会長 林 善幸。
記。
号別1、譲渡人 ●●● 譲受人 ●●●

次のページをおめくり願います。

許可申請の内容をご説明いたします。

号別1の●●●様の所有地は●●●の土地を含め合計●●●になります。売買価格は●●●円です。

この場所、土地につきましては、10月10日に利用状況調査を実施し、6名の農業委員にて現地を確認し、現況農地という判定に至りました。

その後、地権者であります、●●●さんの意向確認、近隣農家の方にお話をした結果、●●●様が購入の意思を示しましたことから、あらためて申請書の提出があったものであります。

以上、議案第79号の説明とさせていただきます。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から補足説明を求めます。
石田委員願います。

石田委員

1 番 石田です。

号別 1 の許可申請につきまして、先程の説明にあったとおり現地を確認しております。また、土地利用を推進するものであり、今後も農地の有効利用が図られ、周辺農地への影響は無いものと思われま

議長

議案第79号の質疑をお受けいたします。

(出席委員) (なし)

議長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

よって、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(出席委員)

(「異議なし」の声あり)

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第79号につきましては、原案のとおり決定いたします。

日程第5 ここで私は会議規則第10条の規定より関わりがありますので議事に参与することができませんので、あらかじめ私が退席し、職務代理者にこの件につきまして勤めていただきたく存じます。

照井委員、お願いいたします。

暫時休憩します。

《林会長退席》

職務代理者
(照井委員)

休憩を解き、再開いたします。

議案第80号「農用地利用集積計画の決定（農地保有合理化事業）」について議題といたします。

事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。

斉藤主幹

議案第80号「農用地利用集積計画の決定（農地保有合理化事業）」。

下記の農用地利用集積計画は、利用権の設定等促進事業の実施が必要と認められ、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画の作成について意見を求められたことから、本会の審議を求める。

令和元年12月25日提出。

白糠町農業委員会 会長 林 善幸。

記。

号別 1、貸付人●●●、借受人●●●

次のページをおめくり願います。

「農用地利用集積計画の決定（賃借権設定）」。

この内容につきましては、先般、●●●様から●●●の買入事業により、所有権移転が完了し、農業公社から担い手に対して、5年間の賃貸借を経て、売買に移行する事業であります。

賃貸借の金額は、●●●が買い入れた金額の2%になりますこと
から、売買金額●●●円に2%を乗じると、●●●円。これを●●●年

間支払った後に、売買となります。

以上、議案第80号の説明とさせていただきます。

職務代理者
(照井委員) 議案第80号について質疑をお受けいたします。

石田委員 売買金額を確認したい。

斉藤主幹 ●●●円。これに2%を乗じた額になります。

石田委員 この2%の根拠はなにか。

斉藤主幹 ●●●の買入事業、合理化事業とも言いまして、●●●が一旦この土地を買い入れて、売買金額の2%を借賃として納める事業です。

石田委員 ●●●円と聞いたが、間違いがないのか。

斉藤主幹 総額はこの金額になります。

職務代理者
(照井委員) 他にありませんか。

(出席委員) (なし)

職務代理者
(照井委員) 質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結いたします。
よって、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

職務代理者
(照井委員) ご異議なしと認めます。
よって、議案第80号につきましては、原案のとおり決定いたします。
それでは、ここで議長を交代します。
暫時休憩します。

《暫時休憩、会長入室》

会長にお伝えします。

ただいま審議を終了いたしました、議案第80号につきましては原案のとおり決定したことをお伝えします。

《暫時休憩、議長交代》

議 長 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第6 議案第81号「農用地利用集積計画の作成の要請について議題」といたします。

恐れ入りますが、ここで●●●は会議規則第10条の規定より関わりがありますので議事に参与することができませんので、一度退席していただきたく存じます。

暫時休憩いたします。

《●●●退席》

休憩を解き、会議を再開いたします。

事務局職員に議案の朗読及び説明を斉藤主幹よろしく申し上げます。

斉藤主幹

議案第81号「農用地利用集積計画の作成の要請」。

下記の農用地利用集積計画は、利用権の設定等促進事業の実施が必要と認められるので、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、白糖町に対し、農用地利用集積計画の作成を要請することについて本会の審議を求める。

令和元年12月25日提出。

白糖町農業委員会 会長 林 善幸。

記、別紙のとおり。

次のページをおめくり願います。

「農用地利用集積計画の作成の要請（賃借権設定）」。

号別1、貸付人 ●●●様から 借受人 ●●●に対してであります。土地の所在地は、●●●で、現況「畑」と「農業用施設」にわかれています。面積は合計で●●●平方メートル。

賃貸借期間は、令和元年12月27日から令和10年12月26日までの9年間となっております。借賃は●●●円になります。

以上、議案第81号の説明させていただきます。

議 長

議案第81号について質疑をお受けいたします。

(出席委員) (なし)

議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

よって、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第81号につきましては、原案のとおり決定いたします。

暫時休憩します。

《●●●入室》

●●●にお伝えします。

議案第81号につきましては原案のとおり決定しましたので、所定の手続き等よろしくお願いたします。

会議を再開します。

日程第7 議案第82号「現況証明願い」についてを議題といたします。

事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。

斉藤主幹よろしくお願いたします。

斉藤主幹

議案第82号「現況証明願い」。

下記のとおり農地法関係事務処理要領に基づく願い出があったので、証明について本会の審議を求める。

令和元年12月25日提出。

白糠町農業委員会 会長 林 善幸。

記。

号別1、願出人●●●

次のページでございます。

号別1の所在地は、●●●、面積●●●公簿地目は「牧場」であります。土地の所有者は願出人と同じく●●●様であります。

以上、号別1の説明とさせていただきます。

議長 それでは、調査にあたりました、現況調査委員の松本委員より調査報告をお願いします。

松本委員 4番 松本です。
現況調査の結果について報告します。
12月17日、私と石田委員、對木委員の3名において現地を確認いたしました。
申請地は農地として利用されておらず、現状は農地、採草放牧地以外と判定したところであります。
以上、号別1の調査結果の報告を終わります。

議長 議案第82号について質疑をお受けいたします。

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

よって、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第82号につきましては、原案のとおり決定いたします。

日程第8 議案第83号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」を議題といたします。

事務局職員に議案の朗読及び説明を斉藤主幹よろしくをお願いします。

斉藤主幹 議案第83号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」。
このことについて、農業委員会等に関する法律第17条第1項第2号に該当する場合は、次のとおりとすることを議決する。
令和元年12月25日提出
白糠町農業委員会 会長 林 善幸。
記。
農地利用最適化推進委員は委嘱しないこととする。

提案内容について、ご説明申し上げます。

平成28年4月1日から施行された改正農業委員会法においては農業委員会に農地利用最適化推進委員を置くこととされました。

しかしながら、法第17条第1項ただし書きにおいて、一定の条件に該当する農業委員会は推進委員を委嘱しないことができることとされております。

一定の条件とは、農地等として利用すべき土地の農業上の利用並びに農地等の利用の効率化及び高度化が相当程度図られていること、その他の事情を考慮して政令で定める基準に該当している市町村であります。

具体的には、農業委員会法等に関する法律施行令第7条により同項第1号では、遊休農地率が1%以下であること。

同項第2号では、担い手への農地集積率が70%以上であること、また、農林水産大臣は該当する市町村を公告しなければならないとされました。

白糠町においては、平成31年3月31日現在で「遊休農地率が0%」「農地集積率が97.3%」と同基準に該当していることから、農地利用最適化推進委員は委嘱しないことができるとされておりますが、委嘱しないことを確認するため、白糠町農業委員会において議決を行うものであります。

以上、議案第83号の説明とさせていただきます。

議長 議案第83号についての質疑をお受けいたします。

(出席委員) (なし)

議長 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

よって、議案第83号につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第83号につきましては、原案のとおり決定いたします。

以上をもちまして、本日予定しておりました議案につきましては、全て終了いたしました。

これをもって、第23回農業委員会総会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(閉会時間 午後 1 時55分)